契 約 変 更 理 由 書

神戸市

工　事　名	新港第3突堤ターミナル棟改修工事

■契約変更の概要

（金額変更）

①撤去範囲の変更

②改修範囲の変更

③サイン計画の変更

■契約変更の理由

（金額変更）

①、②現地詳細調査により、地中障害物など図面との相違点が発覚したため。また、工事中に施設への影響を小さくするために施工範囲を変更するもの。

③既存から動線の変更が生じる部分のみを修正する予定であったが、関係者との協議の結果、施設内サインの全面更新を行うこととなったため。

（公表様式第6号）